

すみれデイサービスセンター
指定通所介護〔指定第1号通所事業〕

重要事項説明書

(3者契約)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(茨城県指定 第 0875200149 号)

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	1
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
6. 衛生管理	4
7. 緊急時の対応	4
8. 非常災害対策	4
9. 苦情の受付について	4
10. 個人情報の保護	4
11. 虐待防止	4
12. 身体拘束	5
13. 業務継続計画の策定等	5
14. 第三者評価の実施状況	5

当事業所はご利用者に対して通所介護・第1号通所事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 マリンピア
- (2) 法人所在地 千葉県銚子市外川町4-11229
- (3) 電話番号 0479-25-6600
- (4) 代表者氏名 理事長 西條 昌良
- (5) 設立年月 平成7年11月

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

通所介護事業所 平成18年10月1日指定
第1号通所事業（介護予防通所介護相当） 平成18年10月1日指定
茨城県指定 第 0875200149 号
※当事業所は特別養護老人ホームマリンピア神栖に併設されています。

(2) 事業所の目的

社会福祉法人マリンピアが設置する、すみれデイサービスセンターが行う指定通所介護〔指定第1号通所事業〕の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員等が要介護状態にある利用者に対し、適切な介護サービスを提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 すみれデイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 茨城県神栖市矢田部12678-7
- (5) 電話番号 0479-46-7781
- (6) 事業所長（管理者） 氏名 卯月 秀一
- (7) 当事業所の運営方針

当事業所は、介護保険法令の趣旨にしたがい、利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の介護及び機能訓練などを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- (8) 開設年月 平成18年10月1日
- (9) 利用定員 25人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 神栖市・千葉県銚子市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土（ただし、12月31日～1月3日を除く）
受付時間	8時00分～17時00分
サービス提供時間	9時00分～16時00分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して通所介護・第1号通所事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
管理者（兼務）	1名	1名
介護職員	5名以上	3名
生活指導員	1名以上	1名
看護職員（機能訓練指導員兼務）	1名以上	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名となります。

（8時間×5名÷40時間＝1名）

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
介護職員 生活相談員 看護職員	勤務時間：8：00～17：00

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料の大部分（通常9割、8割又は7割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

当事業所では、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
（食事時間） 12：00～13：00

②入浴

入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

ご利用者の排せつの介助を行います。

④機能訓練

機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施し、特に要支援者の方に対しては計画的にアクティビティ（集団的に行われるレクリエーション、創作活動等の機能訓練をいう）を実施いたします。

⑤送迎サービス

ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

<サービス利用料金>

「別紙」利用料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払い下さい。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。（「別紙」利用料金表参照）

- ①食事の提供に要する費用
- ②レクリエーション、クラブ活動費
- ③複写物の交付費
- ④日常生活上必要となる諸費用実費

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用月ごとに請求致しますので、翌月 25 日までにお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護・介護予防通所サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用日当日の 9 時 0 0 分までに申し出があった場合	無 料
申し出なく休まれた場合	食事代

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

6. 衛生管理

介護サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意します。従事者は、食中毒及び感染症の発生を防止する為の措置等について必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ちます。

7. 緊急時の対応

サービスの提供時にご利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や医療機関への連絡等必要な措置を講じ、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

8. 非常災害対策

当事業所の消防計画書に基づき訓練計画を立て、非常災害に備える為定期的に避難、誘導、救出その他の訓練を行います。

9. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 岡里 悦子・山口 ゆかり

- 受付時間 毎週月曜日～土曜日 9：00～17：00

- 電話番号 0479-46-7781

(2) その他の苦情受付機関

神栖市長寿介護課	所在地 〒314-0192 神栖市溝口 1746-1 電話番号 0299-91-1700 FAX 0299-93-2399 受付時間 8：30～17：15（土・日、祝日、年末年始を除く）
銚子市高齢者福祉課	所在地 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1-1 電話番号 0479-24-8755 FAX 0479-25-0277 受付時間 9：00～17：00（土・日、祝日、年末年始を除く）
茨城県国民健康保健団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室	所在地 〒310-0852 水戸市笠原町 978-26 電話番号 029-301-1565 FAX 029-301-1579 受付時間 9：00～16：30（土・日、祝日、年末年始を除く）
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	所在地 〒263-8566 千葉県千葉市稲毛区天台 6-4-3 電話番号 043-254-7428 FAX 043-254-7401 受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始は除く）

10. 個人情報の保護

当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

1 1. 虐待防止

当事業所では、ご利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しております。
虐待防止に関する責任者：管理者 卯月秀一
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従事者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備をしています。
- (4) 虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 2. 身体拘束

当事業所では、ご利用者又は他のご利用者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の行動制限は行いません。

「緊急やむを得ない場合」とは

- ①ご利用者本人又は他のご利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- ②身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
- ③身体拘束その他の行動制限が一時的である。の全ての要件を満たす場合を言います。

「緊急やむを得ず身体拘束を行う場合」はその容態及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむをえなかった理由を記録・保存します。

1 3. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. 第三者評価の実施状況

当事業所では第三者評価は実施しておりません。

令和 年 月 日

通所介護・第1号通所事業サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

すみれデイサービスセンター

説明者職氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、通所介護・第1号通所事業サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____